

# 立川商工会議所 生命共済ファーレ 独自給付制度規約

## (目的)

第1条 この規約は、立川商工会議所（以下、「商工会議所」という。）が運営する「生命共済ファーレ」（定期保険（団体型）以下、「主契約」という。）において、商工会議所が独自の見舞金及び祝金の給付制度（以下、「独自給付」という。）を設けるとともに、これらの支給に関する諸手続き等必要な事項を定めることにより、独自給付の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 この制度の対象者は、主契約に加入する商工会議所会員事業所の事業主、役員、従業員（以下、「加入者」という。）とする。

## (運営費)

第3条 独自給付に係る運営費は、制度運営事務費の一部をもってあてる。

## (責任開始日)

第4条 独自給付の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とする。

## (保障期間)

第5条 独自給付の保障期間は、主契約の保障期間と同一とする。

## (失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、独自給付は同時に効力を失う。

## (給付金の内容)

第7条 商工会議所は、主契約の加入者が独自給付の保障期間中に次のいずれかに該当した場合、給付発生日の口数を基準として別表に定める額を給付金として支払う。

- (1) 病气入院見舞金 加入者が病气治療のため10日以上継続入院したとき、1口あたり5,000円を支払う。1年に1回を限度とする。
- (2) 災害通院見舞金 加入者が不慮の事故を直接の原因として、**その事故の日からその日を含めて1年以内に5日以上の実通院をしたとき**、1口あたり5,000円を支払う。ただし、1年に1回を限度とする。
- (3) 成人祝金 加入者が成人（満20歳）したとき、1口あたり5,000円を支払う。ただし、その要件として最低1年以上継続加入していることが必要。
- (4) 結婚祝金 加入者が結婚したとき、1口あたり5,000円を支払う。ただし、その要件として最低1年以上継続加入していることが必要。
- (5) 出産祝金 加入者に子が産まれたとき、1口あたり5,000円を支払う。ただし、その要件として最低1年以上継続加入していることが必要。
- (6) 満了時祝金 加入者が75歳の最終保険期間を満了したとき、5,000円を支払う。ただし、その要件として5年以上継続加入していることが必要。

## (給付請求手続)

第8条 加入者が見舞金及び祝金の支払い事由に該当したときは、加入者が所属する会員事業所を通じて速やかに商工会議所に通知し、別に定める給付請求とともに別表に定める証明書類を添付し請求手続を行うものとする。

## (給付できない場合)

第9条 商工会議所は、加入者が第7条に定める事項に該当し給付請求があつた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

- (1) 支払事由発生日から3年間を経過して請求があつたとき。
- (2) 会員事業所又は加入者の虚偽の請求によるとき。
- (3) 責任開始日より前に支払事由発生日があるとき。
- (4) 自然災害、戦争、テロ等及び放射性、爆破性等有害による事故によるとき。
- (5) 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔及び酒気帯び運転を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たない事故のとき。
- (6) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき。
- (7) 第7条第1号及び第2号に該当する見舞金で、継続入院または事故通院日数5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。
- (8) 第7条第3号から第6号に該当する祝金で、給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(9) 主契約の支払いに該当するとき。

(支払留保期間)

第 10 条 商工会議所は、被保険者が第 7 条規定に該当した場合であっても、次の各号に該当するときは、支払を留保する。

(1) 第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当する見舞金で、継続入院又は事故通院日数 5 日目の日が属する月の月額掛金が入金されていないとき。ただし、入金を確認され次第、支払い手続きを行う。

(2) 第 7 条第 3 号から第 8 号に該当する祝金で、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されていないとき。ただし、入金を確認され次第、支払い手続きを行う。

(給付金支払方法)

第 11 条 第 7 条の給付金の支払いは、加入事業所を受取窓口とし、主契約保険料の振替口座に振り込むことにより支払う。

(時効)

第 12 条 独自給付の請求は、事由発生日から 3 年以内とし、以後請求権を失う。

(規約の変更)

第 13 条 この規約について変更が必要と判断される場合には、商工会議所専務理事が改定するものとする。

(その他)

第 14 条 この規約に特段定めがない場合には、その都度商工会議所専務理事が定めるものとする。

附則

この規約は、2019 年 10 月 1 日から施行する

(給付金の内容) 及び別表の改訂規約は、2021 年 4 月 1 日から施行する

(給付金の内容) 及び別表の改訂規約は、2022 年 9 月 26 日から施行する

(給付金の内容)、別表の改訂規約及び<用語の定義>は、2023 年 7 月 1 日から施行する

<用語の定義>・給付発生日 見舞金及び祝金の給付条件を満たす事由が開始した日をいう。

・支払い事由発生日 見舞金及び祝金の給付事由

別表 第 7 条関係 見舞金・祝金給付請求必要書類

給付の種類	給付の条件	必要書類	給付金額
病氣入院 見舞金	加入者が病氣治療のため 10 日以上継続入院をしたとき 2022 年 9 月 25 日までに新型コロナウイルスにより 10 日以上継続してホテル療養をしたとき (1 年に 1 回を限度とする)	入院開始日及び終了日が確認できる診断書、入・退院証明書、保険金請求書の写し 2022 年 9 月 25 日までに新型コロナウイルスのため 10 日以上ホテルに滞在したことが証明できる書類	1 口 5,000 円
災害通院 見舞金	加入者が不慮の事故を直接の原因として 5 日以上の実通院をしたとき (1 年に 1 回を限度とする)	不慮の事故によるが確認できる診断書、保険金請求書、領収書 (記名必須) の写し	2 口 10,000 円
成人祝金	加入者が成人 (満 20 歳) したとき (1 年以上の継続加入が必要)	生年月日が証明できる運転免許所、健康保険証、住民票、パスポートの写し	3 口 15,000 円
結婚祝金	加入者が結婚したとき (1 年以上の継続加入が必要)	婚姻を証明できる戸籍謄本、戸籍抄本	4 口 20,000 円
出産祝金	加入者が出産したとき (1 年以上の継続加入が必要)	出生を証明できる母子手帳出生届出済証明、出生証明書、戸籍謄本、健康保険証の写し	5 口 25,000 円
満了時 健康祝金	加入者が 75 歳の最終保険期間を満了したとき (5 年以上の継続加入が必要)		5,000 円